ほけんだより

キラキラ

1月

平成 27 年 1 月 9 日
杉並区立高井戸第二小学校
保　健　室

新しい年がスタートしました。2015年はどんな年にしたいですか？目標をたてて、それにむかってがんばりましょう。かぜやインフルエンザも流行る季節です。一人ひとりが、手洗いうがいをしっかりして、かぜを予防しましょう。

1月の保健目標

かぜを予防しよう！

マスクの正しい使用法

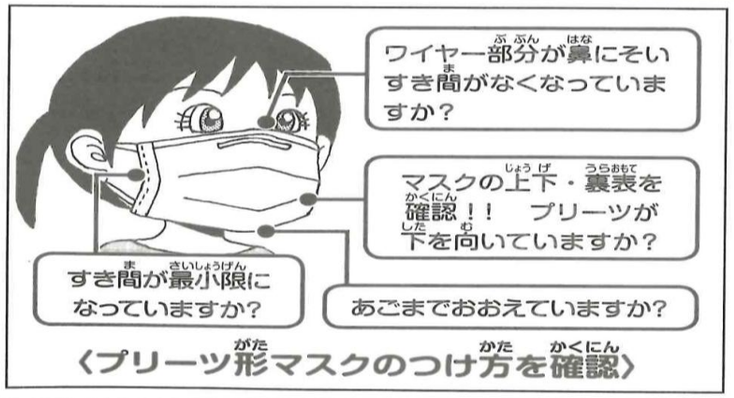

保護者の皆様へ

３学期が始まりました。今シーズンは 12 月から近隣校でインフルエンザによる学級閉鎖をしていました。本校でも、感染症が流行らないよう、手洗いうがいを呼び掛けていきますので、ご家庭でも、お子様の疲れがたまらないよう規則正しい生活をお願い致します。また、インフルエンザの診断を受けたら必ず学校にご連絡くださいますようお願い致します。登校届は、医師の診断のもと保護者の方が記入して、登校時にお子様に必ず持たせてください。登校届は、学校のＨＰでダウンロードできます。用紙が必要な場合は、学校からお渡しできますのでご連絡ください。ご理解とご協力お願い致します。

また、右にあるお知らせの通り、学校の管理下での怪我(登下校を含む)についての手続きが変更となりました。「㊀医療証を使ったのでお見舞い金もいらない」という場合も、500 点以上かかった場合は、必ず書類が必要になりますので、学校での怪我で、後日受診をした場合は、学校にご連絡くださいますようお願い致します。

発育測定があります

※体育着を忘れないようにしましょう！
※髪の毛は頭の上の方で結ばないでください。

	9 日(金)	13 日(火)	14 日(水)	15 日(木)	16 日(金)	19 日(月)
1 時間目	６－３	４－１	くがやま	３－３	２－１	１－４
2 時間目		４－３	５－１		２－３	１－３
3 時間目	６－２	４－２	５－３	３－１	２－２	１－２
4 時間目	６－１		５－２	３－２	２－４	１－１

災害共済給付制度が適用される場合における㊀医療証使用の一部取扱い変更について

杉並区教育委員会

学校管理下での災害（怪我等）については、災害共済給付制度が優先して適用されるため、医療機関で受診する場合には、㊀医療証を使用せず、医療費の自己負担分をお支払いただき、後日、学校を通して災害共済給付金の請求をしていただいておりました。

平成 27 年 1 月から、**杉並区にお住まいで、杉並区の㊀医療証をお持ちの保護者の皆様が**、㊀医療証の使用を希望される場合は、学校に**委任状をご提出いただくこと**で、**㊀医療証を使用できるよう取扱う**こととします。

手　続　き

<保護者様>

災害共済給付制度が適用となる怪我等で㊀医療証をご使用になった場合は、「医療等の状況」等の災害共済給付金請求に必要な書類とともに「**委任状**」をご提出下さい。※保険診療の自己負担分を区が立て替えます。

<区教育委員会>

災害共済給付金（医療費総額の４割の額）のうち１割を学校経由で保護者様にお支払いします。自己負担分（３割）は「委任状」にもとづき、区が返還の処理をします。

そ　の　他

(1)杉並区立以外の学校へ進学または転校した場合や、杉並区外への転出後は、今回の取扱いの対象となりません。
(2)原則として、「災害共済給付の対象となる場合は、国の災害共済給付制度が優先して適用されるため、区の単独事業である乳幼児及び義務教育就学児の医療費助成の対象外」であることに変更はありません。